

補助金・給付金のご案内

舞鶴市

事業者原油価格・物価高騰緊急対策事業給付金

～中小企業者の事業の継続を支援します～

新型コロナウイルス感染症や国際情勢等に起因する急激な原油価格や物価高騰に直面している市内の中小企業者や個人事業主の負担軽減を図り、今後の事業の継続を支援するため、舞鶴市から給付金が支給されます。

給付要件

- 舞鶴市内に本店を置く法人もしくは事業を営む者が舞鶴市内に住所を有する個人事業主であること
 - 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること（一次産業者及び公的サービス提供事業所を除く）
 - 令和4年3月31日以前から市内で事業をしており、今後も事業を継続する意思があること
 - 市税の滞納をしていないこと
 - 事業に必要な許認可を取得していること
- ※申請にあたっては、別途申請要領をよくご確認ください。

給付額（一律）

建設業・製造業・運輸業
法人 20万円
個人 10万円

その他の業種
法人 10万円
個人 5万円

申請方法

所定の申請様式に必要事項を記入の上、添付書類を添えて、レターパック等により郵送で申請してください。



詳細・申請様式は
こちら
（舞鶴市
ホームページ）

提出期限

令和5年1月31日（火）
※当日消印有効

書類の提出・問い合わせ先

〒625-8555 舞鶴市字北吸1044番地
舞鶴市 産業創造・雇用促進課内
「事業者支援特別相談窓口」
(Tel 66-0028 Fax 62-9891)

小規模事業者持続化補助金【一般型】

～販路開拓の取り組みを支援します～

小規模事業者が自社の経営を見直し、自らが持続的な経営に向けた「経営計画書」を作成した上で、販路開拓等に取り組む経費の一部を補助するものです。ぜひ、ご活用ください。

制度の概要

補助対象者 小規模事業者（業種ごとに要件があります）
補助率 対象経費の3分の2で上限額50万円
補助額 ※条件によっては補助上限額が変わります。（最大200万円）

事前確認 申請の際には、舞鶴商工会議所の事前確認（事業支援計画書の発行）が必要です。事前確認に関する書類の提出は、12月2日（金）必着でお願いします。その後、【一般型】商工会議所地区 小規模事業者持続化補助金事務局に申請が必要となります。

申請受付締切

12月9日（金）（郵送の場合、当日消印有効）
補助金申請システム（名称：Jグランツ）でも申請ができます。Jグランツを利用される際には、GビスIDプライムアカウントの取得が必要です。アカウントの取得には数週間程度を要します。

対象事業(例)

- ・新商品の試作品や包装パッケージの試作開発
- ・新商品、新サービスの販促用チラシ作成
- ・新商品を展示会等に出展（オンラインも可）
- ・新たなサービス提供のための製造・試作機械導入

詳しくは、小規模事業者持続化補助金のホームページ（<https://r3.jizokukahojokin.info/>）でご確認ください。

○問い合わせ 舞鶴商工会議所 (Tel 62-4600)